

議案第 27 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 18 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄



## 専 決 処 分 書

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

北本市長 三 宮 幸 雄



## 北本市都市計画税条例の一部を改正する条例

北本市都市計画税条例（昭和46年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第19項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の北本市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第9号に規定する日の前日までの間における新条例附則第19項の規定の適用については、同項中「、第43項

若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。